

# 府中市障害者福祉計画等策定支援業務委託仕様書

## 1 業務名

府中市障害者福祉計画等策定支援業務

## 2 業務の目的

本業務は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、本市が策定する障害者福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画について、関連計画との整合を図りながら一体的に策定するに当たり、必要な調査、分析、資料作成及び会議運営支援等を行うことを目的とする。

なお、本市においては、上記 3 計画を一体的に推進する観点から、これらを総称して「(仮称) 府中市ともにみらいプラン」として策定する予定である。

また、障害者・障害児及びその家族の意向、地域課題、福祉サービスの利用実態及び将来ニーズ等を的確に把握し、国の基本指針及び県の方針を踏まえた実効性の高い計画策定を行うものとする。

## 3 計画期間

### (1) 障害者福祉計画

令和 9 年度から令和 14 年度まで（6 年間）

### (2) 府中市第 8 期障害福祉計画・府中市第 4 期障害児福祉計画

令和 9 年度から令和 11 年度まで（3 年間）

## 4 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 5 業務内容

### (1) 基礎資料収集及び現状分析

ア 国・県及び本市の関連計画、制度改正、施策動向等の整理・分析

イ 人口動態、障害者手帳所持者数、障害福祉サービス利用状況

等の統計データ分析

ウ 地域課題及び既存計画の進捗・成果・課題分析

エ 他自治体の先進事例等の情報収集及び比較分析

(2) アンケート調査実施支援

ア 調査対象者（対象者の抽出は本市で実施）

一般市民、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害福祉サービス利用者、障害児通所支援利用者、自立支援医療受給者、指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者等を対象とする。

イ 調査対象事業者等（対象事業者等の抽出は本市で実施）

市内企業、市内の障害者団体、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、障害児通所支援事業所、医療機関、教育機関等を対象とする。

ウ 調査件数

対象者：概ね2,000件程度を想定する。

対象事業者：概ね500件程度を想定する。

エ 調査実施時期

令和8年7月下旬～8月頃を予定

オ 調査方法

郵送による配布及び回収を基本とし、WEB回答方式を併用するものとする。

カ 業務内容

- ① 調査票設計及び作成
- ② 発送用データ整理
- ② 封入・封かん、発送・回収支援
- ③ 単純集計及びクロス集計
- ④ 自由記述分析
- ⑤ 調査結果報告書作成

キ 留意事項

- ① 回答時間は概ね20分以内となるよう配慮すること。
- ② 回答しやすい設問構成とし、やさしい日本語、ルビ表記、WEBアクセシビリティ等、障害特性に配慮すること。

- ③ WEB 回答はスマートフォン対応とすること。
  - ④ 回収率向上に向けた具体的提案を行うこと。
- (3) 自立支援協議会及びワーキンググループにおける事務局のサポート業務  
自立支援協議会（3回）及びワーキンググループ（3回）において、事務局のサポートとして、次の業務を行う。
- ア 資料作成
    - ※通常の資料とは別に視覚障害者用資料の作成も行うこと。
    - ※印刷製本を会議開催7日前までに提供すること。
  - イ 会議等における進行管理、委員への説明、想定質問の作成等質疑への応答を含む運営支援
  - ウ 会議等の議事録作成
    - ※電子データを会議開催後1週間以内に提供すること。
- (4) 計画の策定支援
- ア 新計画の基本理念、重点課題、基本目標等を設定する。
  - イ 障害福祉サービス等の成果の目標等の設定、必要見込み量推計及び目標量確保のための方策を設定する
  - ウ 具体的な施策提言
  - エ 計画の素案を作成し、自立支援協議会及びワーキンググループ等の会議及びパブリックコメントの意見を踏まえて修正する
  - オ 計画の作成
- (5) パブリックコメント実施支援
- 事業計画案に関し本市が実施する「パブリックコメント」の資料を作成し、意見に対する対応策の助言等の支援を行い、意見の集約、計画への反映を行う。
- (6) 計画書及び概要版の作成
- ア 計画書は、表紙、目次をつけるほか計画の背景、位置づけ、期間、現状解説とその統計資料、サービスの活動指標や成果目標とその達成状況などを記載するとともに、図表等を用いて、分かりやすく読みやすい構成とする。
  - イ 概要版は、計画書全体の要点を簡潔にまとめるだけでなく、障害者・障害児及びその家族、支援者などにも分かりやすく伝わる内容とすること。

## (7) 成果品

ア アンケート調査報告書（電子データ）

※令和8年9月上旬までに提出すること

イ ワーキンググループ・自立支援協議会議事録（電子データ）

ウ（仮称）府中市ともにみらいプラン：電子データ1部（CD-R等）

（仮称）府中市ともにみらいプランの概要版：電子データ1部（CD-R等）

※ファイル形式：PDF、Word

※令和9年3月中旬までに納品すること。

## 6 資料の取扱い

- (1) 個人情報保護法、各省庁が作成した個人情報に関するガイドライン、府中市個人情報の保護に関する法律等施行条例を遵守し、基礎調査、アンケート等のため本市が提供した個人情報について、受託者は受託業務以外に使用しないものとし、第三者に提供してはならない。
- (2) 本業務で知りえた情報や本市が提供した資料について、目的外に使用し、外部へ漏えいしてはならない。
- (3) 著作権、肖像権を侵害しないこと。
- (4) 本業務における成果品及び印刷物等についての著作権は本市に帰属するものとする。

## 7 その他

- (1) 受託者は、必要に応じて本市と打合せを実施し、進捗管理を行うものとする。なお、打合せ記録は受託者が作成し、本市へ提出すること。
- (2) 成果物の納入後、成果物に誤り、不備もしくは不具合などが発見された場合、受託者の負担と責任で速やかに補正するものとする。
- (3) 受託者は、本件業務の実施中に、国などによる制度改正等があった場合には、本市と協議のうえ柔軟に対応し、その内容を成果物に適切に反映するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議のうえ決定する。